

再現答案 行政法

設問 1(1)

1 E 及び F は、「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法（以下、行訴法という）9 条 1 項）にあたり、原告適格が認められるか。

2 「法律上の利益を有する者」とは、自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され、又は侵害される必然的に侵害されるおそれのある者をいう。法律上保護された利益を有するというためには、処分の根拠法規が、不特定多数者の具体的利益をもつば一般公益に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべき趣旨を含むといえる必要がある。E と F は、処分の名宛人以外の者であるから、その判断は、行訴法 9 条 2 項に従って行う。

3 本件申請にかかる許可は法 10 条の 2 第 1 項を根拠とする。法の目的（1 条）を見ると、森林の保続培養を保護することが規定され、具体的には森林の持つ土砂災害・水害防止機能等を阻害しないように森林を維持改善することが目的とされている。また、法 10 条の 2 第 2 項各号においても同様に災害・水害防止の趣旨が読み取れる。

さらに、災害や水害等の被害は開発行為の地点から近ければ近いほど直接的かつ著しい被害となるものである。したがって、法は、開発行為により直接的に生命身体に被害を受けるおそれのある者の利益を個別的利益として保護する趣旨を含むといえる。

(1) E は、D 山から 30 キロメートル離れた C 市街に居住し、D 山を水源とする水道水を利用していない者である。そのため、安定的な水の確保が困難になることによって生命身体に直接的に被害を受けるおそれのある者とは言えない。また、E は D 山の一部を所有しているが、財産権に対する侵害は法 10 条の 2 によって個別的利益として保護されるものではない。したがって、E は法律上の利益を有する者には当たらず原告適格を有しない。

(2) F は、本件開発区域から 200 メートル下流の地域に居住し、沢の水を飲料水や生活用水として利用する者である。本件開発行為により水の確保が困難となった場合には、その下流部に居住する F は水不足等により生命身体に直接的に被害を受ける恐れがある。従って、F は、自己の法律上保護された利益を必然的に侵害される恐れのある者として「法律上の利益を有する者」に該当し、原告適格を有する。

設問 1(2)

1 狭義の訴えの利益が認められるためには、法効果が存続している必要がある。建築工事に関する最高裁判決は、訴えの利益を否定している。その理由は、建築確認は、建築基準関係法令と適合するか否かを審査するものであるという点にある。工事が完了した場合には建築確認通りの工事が行われたかということを問題とせず、建築物自体が建築基準関係法

令と適合するかを見ることとされており、建築確認を争う実益がない。

2 本問では、法 10 条の 2 第 1 項の開発許可がなされた後であっても監督処分（10 条の 3）が可能である。この監督処分は法 10 条の 2 第 1 項の規定に違反した場合などに発令されることとされており、開発許可が法に適合しているか否かと監督処分が発令されるか否かという点に強い関連性がある。したがって、建築工事の判例と異なり、法効果が存続しているので F に訴えの利益が認められる。

設問 2

1 F としては、B 県知事が A に対し本件申請にかかる許可をしたことは裁量権の逸脱濫用にあたることを主張する（行訴法 30 条参照）。

2 開発許可については水害災害等に関する考慮と森林の保続培養等の考慮を必要とし、専門技術的な判断を要する。また、「水の確保に著しい支障をおよぼすおそれ」という抽象的な文言となっており、B 県知事に裁量が認められるといえる。

3 F としては、E の同意書が添付されていないことから、裁量基準の定めに反し、合理的な理由がない限り違法であると主張する。

4 これに対して、B 県は本件開発区域の総面積の 98% を A が所有しているのに対し、E が所有しているのはわずか 2% であること、A と E は協議中であって、E が同意に転じる可能性も否定できないことから、実質的にほとんどの権利者から同意を得たものと扱っても裁量権の逸脱濫用とはならないと反論する。

以上。